

死亡届を提出された後の主な手続き（宝塚市）

これらは宝塚市に住民登録のある方が亡くなられた場合の一般的な手続きです。

実際の手続きは、それぞれの方によって異なります。

手続きの詳細・必要書類については、担当課・担当機関にお尋ねください。

※記載のない市外局番は0797です

	制度	内容	問い合わせ先	受付場所
届出	世帯主変更の届出	世帯主がお亡くなりになり、その世帯に成人の世帯員が2人以上いらっしゃる場合手続きが必要です。	窓口サービス課 TEL：77-2050	窓口サービス課（1階） ※各サービスセンター・サービスステーション
	外国人配偶者の死亡記載の申出	日本人配偶者の戸籍に、外国人配偶者の死亡日を記載する為の申出が必要です。	窓口サービス課 TEL：77-2050	窓口サービス課（1階）
年金	国民年金・厚生年金	・未支給年金の請求 ・年金受給権者死亡届の提出 ・遺族年金、年金生活者支援給付金等の請求 ※詳しくはお問い合わせください。	西宮年金事務所 TEL：0798-33-2944 ねんきんダイヤル TEL：0570-05-1165	
	共済年金	※共済組合にお問い合わせください。		各種共済組合
	恩給	※詳しくはお問い合わせください。	総務省政策統括官（恩給担当） TEL：03-5273-1400	
税	市県民税	・市税等の納付状況の確認		市税収納課（1階）TEL：77-2052
	国民健康保険税	※詳しくはお問い合わせください。		
	固定資産税	・納付書等送付先の変更		市民税課（1階）TEL：77-2056
	軽自動車税	・相続人代表者の届出等		資産税課（1階）TEL：77-2058
	所得税（準確定申告）	・亡くなられた方の所得確定手続き	西宮税務署	TEL：0798-34-3930
健康保険	国民健康保険 （75歳未満の方）	・被保険者証の返却 ・葬祭費の申請 （喪主の印鑑、喪主名義の預金通帳等 会葬礼状等）	国民健康保険課 TEL：77-2065	国民健康保険課（1階） 窓口サービス課（1階） ※各サービスセンター・サービスステーション
		・保険税の納付に関する事	市税収納課 TEL：77-2052	市税収納課（1階）
	後期高齢者医療保険 （75歳以上の方）	・被保険者証の返却 ・葬祭費の申請 ※喪主が申請する場合 （喪主の印鑑、喪主名義の預金通帳、 会葬礼状等）	医療助成課 TEL：77-9103	医療助成課（1階） ※各サービスセンター・サービスステーション
	社会保険・共済保険	※勤務先にお問い合わせください。		勤務先
福祉・医療	介護保険 （65歳以上の方等）	・被保険者証の返却	介護保険課 TEL：77-2069	介護保険課（1階） ※各サービスセンター・サービスステーション
	医療費助成	・受給者証の返却	医療助成課 TEL：77-2064	医療助成課（1階） 窓口サービス課（1階） ※各サービスセンター・サービスステーション
	身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳	・手帳の返却		かい 障害福祉課（G階） TEL：77-2077
	生活保護	・葬祭手続き等		生活援護課（G階）TEL：77-2079
その他	個人番号（マイナンバー）カード及び通知カード	亡くなられた方の番号の提示を求められる事があるため、返却不要です。	窓口サービス課 TEL：77-2217	

※サービスセンター・サービスステーションの住所・連絡先は裏面をご覧ください。

亡くなられた方の証明書について

一般的に、死亡届はご遺族または葬儀業の方によって住所地・本籍地・死亡地のいずれかの市区町村に提出されます。そこで埋火葬許可証及び火葬場使用許可証の発行を受けて葬儀が行われます。

※ 死亡届出後の住民票除票や戸籍謄本等の証明書は、交付可能となるまでに下記のとおり日数がかかります。

◆住民票除票（宝塚市に住民登録をされていた方）

＜宝塚市に死亡届を出された場合＞

平日に出された場合、翌開庁日の午後以降に交付可能です。
時間外・休日に出された場合、翌々開庁日以降に交付可能です。

＜宝塚市以外に死亡届を出された場合＞

届出を受けた市が、住所地の宝塚市へ通知書を発送します。
郵送日数がかかりますので、「〇〇市に△△日に届けた」旨を伝えたと上で、除票が交付可能になっているかどうかをお問い合わせ下さい。

◆戸籍謄本等（本籍地が宝塚市の方）

＜宝塚市に死亡届を出された場合＞

届出日の翌日から数えて、原則として5開庁日以降に交付可能です。
ただし、届書の内容に不備があった場合は、訂正等に時間を要しますので、こちらの日数で交付できない場合もあります。

＜宝塚市以外に死亡届を出された場合＞

届出を受けた市が本籍地の宝塚市へ届書を発送するまでにかかる日数と届書が届いてから宝塚市で処理を行う日数が必要です。
「〇〇市に△△日に届けた」旨を伝えたと上で、交付可能になっているかどうかをお問い合わせ下さい。
※ 2～3週間かかる場合もあります。

◆戸籍全部事項証明（戸籍謄本）と除籍全部事項証明（除籍謄本）との違い

戸籍は夫婦と未婚の子で1つの単位となっており、死亡や結婚等で全員がその戸籍から除籍されたもの、あるいは転籍届で他市に移してしまった元の戸籍などを除籍謄本といいます。
戸籍の筆頭者が亡くなられても筆頭者は変わりませんので、交付請求の際にはご注意ください。

◆改製原戸籍とは（法務省令により、全国で順次行われているものです）

宝塚市は平成12年11月25日に電算化を行っており、電算化以前の戸籍を平成の改製原戸籍といいます。
また、昭和20～30年代の核家族単位への改製が行われる前の戸籍を昭和の改製原戸籍といいます。

◆出生から死亡までの戸籍は

死亡時の戸（除）籍謄本から出生時まで遡って、それぞれの本籍地の市区町村に請求する必要があります。
直系の相続人以外の方が請求される時は、亡くなられた方との関係を明らかにする疎明資料等が必要な場合がありますので、本籍地の市区町村窓口へお問い合わせください。

【市役所案内図】



＜各サービスセンター・サービスステーション＞

長尾サービスセンター	山本東2丁目2番1号（あいあいパーク 1階）	0797-88-0101
西谷サービスセンター	大原野字南宮2番地の7（西谷庁舎内）	0797-91-0001
雲雀丘サービスステーション	雲雀丘1丁目1番1号（地域利用施設雲雀丘倶楽部 1階）	072-759-2062
中山台サービスステーション	中山桜台2丁目2番5号（東消防署中山台出張所 2階）	0797-89-8894
宝塚駅前サービスステーション	柴町2丁目1番1号（ソリオ1内 3階）	0797-81-3251
売布神社駅前サービスステーション	売布2丁目5番1号（ピピアめふ 1内 5階）	0797-81-4150
仁川駅前サービスステーション	仁川北2丁目5番1号（さらら仁川北館 2階）	0798-52-7000